

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂、紫外線等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	81	158	158	192
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	81	158	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	66	151	(※記入は任意)	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定) ※熱中症					

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		1	1	2	1	1	0	1	
		年度ごとの目標値	/	1	1	1	1	1	/
	②熱中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
		1,343	3,277	3,313	4,413	4,679	4,284	-	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
		89.8	98.6	95.5	92	93.5	89	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂することを目標としている。令和2年度は電磁界のマニュアル「身の回りの電磁界」を改訂予定であったが、改訂業務を契約した請負事業者が業務内容に関する認識が不十分であり業務を履行する事が困難との申し出があったため、契約解除とした。そのため、当初予定していたマニュアル改訂を実施できず、一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集のみを実施した。 ②、③:熱中症に関する普及啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して減少したが、約9割の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けはなされていると考えられるが、暑くなる前から熱中症対策を行った自治体の割合は漸減していることから、今後も一層普及啓発に取り組んでいく必要がある。

評価結果	施策の分析	<p>①:黄砂や花粉症等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を公表し、報道機関や国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進めた。</p> <p>②、③:熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の作成、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントの開催等を通して、熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行うとともに、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインを改訂し、2021年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて適切な熱中症対策の推進に資する取組を行った。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①:今後も引き続き、黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を更新し、国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進める。</p> <p>②、③:今後も引き続き、熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の更新を行うとともに、熱中症対策シンポジウムや令和3年度に開始した熱中症予防強化キャンペーンにおけるイベントや気象関連事業者との連携を通して、効果的かつ効率的に熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行う。また、2021年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインの更新や、外国人旅行者に向けた普及啓発を行い、適切な熱中症対策の推進に資する取組を行う。</p> <p>【今後の政策展開】</p> <p>令和3年3月25日に環境大臣を議長として関係府省庁の局長級が参加した「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」を策定した。「熱中症対策行動計画」に基づき、熱中症予防強化月間に代わり、毎年4月～9月に熱中症予防強化キャンペーンを実施することとしており、引き続き、関係府省庁と連携して、熱中症対策の普及啓発を実施する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①:黄砂や花粉症等の普及啓発資料の改訂回数を指標とする。</p> <p>②、③:環境省では、環境負荷削減の観点から審議会等のペーパーレス化が推進されており、地方自治体へ送付する各種マニュアル、ポスター、リーフレットといった熱中症普及啓発資料数は減らす方針である。そのため、熱中症対策シンポジウム等への参加者数と、自治体向けアンケートにおける「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」とを指標として設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>黄砂や紫外線、花粉症等の健康影響については、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。</p> <p>熱中症対策や「熱中症警戒アラート」等の情報発信について、有識者による検討会を行った上で資料の改訂を実施している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①令和2年度 一般環境中電磁界ばく露に係る情報収集業務報告書 令和元年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成31年度 紫外線環境保健マニュアル改訂業務報告書</p> <p>②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020等</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	太田志津子(環境安全課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	--------	---------------	----------	--------